

1. 議事日程

〔平成26年第4回安芸高田市議会12月定例会第14日目〕

平成26年12月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第83号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
日程第3 議案第84号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
日程第4 議案第86号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第89号 市道の路線認定について
日程第6 議案第90号 市道の路線廃止について
日程第7 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

12番	宍戸邦夫	13番	秋田雅朝
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	浜田一義	副市長	沖野文雄
教育長	永井初男	総務部長兼総務課長	杉安明彦

企画振興部長	武岡隆文	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	中元寿文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	西原裕文	教育次長	叶丸一雅
消防長	久保高憲	会計管理者	叶広瀬信之
八千代支所長	河野雄二	美土里支所長	高本修
高宮支所長	中谷文彦	甲田支所長	秋重正義
向原支所長	神岡眞信	財政課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

○山本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告が提出されております。  
写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○山本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

○山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において12番
宍戸邦夫君、及び13番 秋田雅朝君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第83号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

日程第3 議案第84号 介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

日程第4 議案第86号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第2、議案第83号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の件から、日程第4、議案第86号「安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 前重昌敬君。

○前重文教厚生常任委員長 12月9日付で、本委員会に付託されました3件の議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のあった議案第83号、第84号及び第86号の3議案につきまして、12月17日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第83号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及

び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は、第3次地方分権一括法の公布に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員や運営、また、この支援に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準について、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、新たに条例を定めるもので、厚生労働省令に基づき、省令に従うべき基準、合理的な理由の範囲内で、地域の実情に応じて異なった内容が許容される標準とすべき基準、地域の実情に応じて異なった内容が認められる参酌すべき基準など、それぞれの基準に基づき整理されたものであります。

審査の過程において、委員より、「説明の中で、本市の実情に応じて定めた事項はないとあったが、その事項を考えていないのか、あるいは模索している段階なのか。」との質疑があり、執行部より、「介護サービス特別会計をもって、介護予防支援事業所を設置して事業を実施しているが、これまでの業務の中で本市特有の事象は出てきていない。今後さまざまな事象が発生する可能性はあるため、そのときに改めて審議いただきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第84号「介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」は、議案第83号と同様に、第3次地方分権一括法の公布に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について、地方公共団体の条例に委任されることとなったため、新たに条例を定めるもので、前議案と同様に、厚生労働省令に基づいた基準により、地域包括支援センターの業務内容、職員の人員等を定めるとともに、既存の地域包括支援センター設置及び管理条例を廃止するものであります。

次に、議案第86号「安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例」は、既存の八千代、高宮、甲田、向原の保健センターについて、経年による老朽化によりその機能を果たすことが困難となったこと等により、これら4施設を廃止し、中央保健センターを安芸高田市保健センターと改め、指定管理者制度の導入をすることについて条例を改正するものであり、審査の過程において、委員より、「保健センターのサービス対象者は高齢者が多いため、対象者の移動に対する配慮はどうなっているか。」との質疑があり、執行部より「保健センターは吉田だけとなるが、いろいろな事業に関しては、各町にある施設を利用して運営形態を変えていくよう準備を進め、事業展開している。」との答弁がありました。

また、委員より、「業務委託は、作業性のよい導線にして委託されるのか、また、各階で入居者の割り振りがうまくいくのか。」との質疑があり、執行部より、「建物は、現在の状態で指定管理する予定であり、改修は想定していないが、指定管理者が対応するよう予定する相手方と協議している。また、現在1階の事務所に発達支援センターの事務所を

置いているが、実際は2階を使って事業実施している状況であり、内部的には支障ないと聞いている。」との答弁がありました。

各条例の趣旨、内容等慎重に審査し、採決した結果、これら3件の条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第83号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の件から、議案第86号「安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第89号 市道の路線認定について

日程第6 議案第90号 市道の路線廃止について

○山本議長 日程第5、議案第89号「市道の路線認定について」の件から、日程第6、議案第90号「市道の路線廃止について」の件までの2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成26年12月9日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案について、12月18日に産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第89号「市道の路線認定について」は、3つの路線の市道認定を求めるもので、1路線目の「小学校西原線支線」については、新設予定の「道の駅」への連絡道の機能を有する路線であり、既存の小学校西原線の支線として、新たに認定を求めるものであります。

また、「新竹1号線」、及び「新竹2号線」の2路線については、地域

高規格道路「東広島高田道路」正力工区の事業により、市道のつけかえが必要となった道路について認定するもので、委員より、「地域に住んでおられる方に密接な市道と考えるが、新竹1号線の供用開始はいつになるのか。」との質疑があり、執行部より、「議会で承認・可決された後、告示を行い、告示の日から供用を開始する。」との答弁がありました。

また、議案第90号「市道の路線廃止について」は、地域高規格道路「東広島高田道路」正力工区の工事に伴い、市道廃止をするもので、本案にあります「市道新竹線」が、東広島高田道路正力工区の起業地内にあるため、今後、一般交通の用に供する必要がなくなったため、廃止するものであります。

いずれの議案においても、慎重に審査し、採決した結果、全て、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第89号「市道の路線認定について」の件から、議案第90号「市道の路線廃止について」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 「閉会中の継続調査の件について」

○山本議長 日程第7、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。



午前10時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員